

福井県産業廃棄物処理センターの維持管理状況の情報

(1) 敷地境界線における塩化水素濃度の測定に関する事項 (2地点)

		平成30年度				基準値	
		平成30年					
		4月20日		10月2日		基準値	
		結果が得られた日		10月16日			
測定項目	測定点	No.1	No.2	No.1	No.2	基準値	法規制・協定
塩化水素濃度	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	協定

(2) 敷地境界線における騒音の測定に関する事項

		平成30年度											基準値			
		平成30年									平成31年					
		4月24日	5月25日	6月28日	7月30日	8月27日	9月28日	10月23日	11月30日	12月21日	1月30日	2月27日	3月21日	基準値		
		結果が得られた日	5月7日	5月25日	6月28日	7月30日	8月27日	9月28日	10月31日	11月30日	12月21日	1月30日	2月27日			3月21日
騒音	朝	dB(A)	55	51	52	52	52	52	55	54	55	54	52	53	65	協定
	昼間	dB(A)	56	52	52	52	51	52	57	53	55	54	52	54	65	"
	夕	dB(A)	55	52	52	53	52	51	58	52	55	53	52	54	65	"
	夜間	dB(A)	55	52	51	51	51	52	59	53	56	52	53	53	65	"

(3) 敷地境界線における悪臭の測定に関する事項 (2地点)

		平成30年度				基準値	
		平成30年					
		測定日	4月20日		10月2日		基準値
結果が得られた日	5月7日		10月16日				
測定項目	測定点	No.1	No.2	No.1	No.2	基準値	法規制・協定
アンモニア	ppm	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	2	協定
メチルメルカプタン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	"
硫化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06	"
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.05	"
二硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03	"
トリメチルアミン	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	"
アセトアルデヒド	ppm	0.006	0.005	0.002	0.002	0.1	"
スチレン	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.8	"
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	"
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	"
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.004	"

(4) 放流水（下水放流）の水質測定に関する事項

測定項目	採取日 結果が得られた日	平成30年度													基準値	
		平成30年										平成31年				
		4月10日	5月10日	6月7日	7月3日	8月21日	9月6日	10月15日	10月15日	(※)12月5日	12月21日	1月21日	2月22日	3月13日	基準値	法規制・協定
温度	℃	23.0	27.0	26.5	32.0	25.5	31.0	23.0		17.0	10.5	14.0	22.0	21.5	<45	下水道法
水素イオン濃度	-	8.0	7.9	7.2	7.5	7.2	7.7	8.0		6.8	7.0	7.1	7.6	8.2	5.8~8.6	協定
化学的酸素要求量	mg/l	2	8.4	2.9	5	3.7	12	1.1		3.2	14	15	6.5	7.7	30	"
生物化学的酸素要求量	mg/l	2.1	19	1.2	2.6	0.5	7.3	1.3		0.6	13	39	8.9	22	<600	下水道法
浮遊物質量	mg/l	<1	2	2	3	7	5	<1		4	9	4	7	8	30	協定
窒素含有量	mg/l	4.3	21	5.8	1.6	3.9	22	2.2		4.2	22	39	25.0	22	-	-
N-ヘキサン抽出物質含有量	mg/l	-	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-		<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	-
N-ヘキサン抽出物含有量(鉱油類)	mg/l	<0.5						<0.5							3	協定
N-ヘキサン抽出物含有量(油脂類)	mg/l	<0.5						<0.5							30	下水道法
酸素消費量	mg/l	3						3							<220	"
銅及びその化合物	mg/l	<0.1						<0.1							3	"
亜鉛及びその化合物	mg/l	<0.1						<0.1							2	"
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	<0.2						<0.2							10	"
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	<0.1						<0.1							10	"
クロム及びその化合物	mg/l	<0.02						<0.02							2	"
フェノール類	mg/l	<0.05						<0.05							5	"
ふっ素及びその化合物	mg/l	1.3						<0.5							15	"
カドミウム及びその化合物	mg/l	<0.003						<0.003							0.03	"
鉛及びその化合物	mg/l	<0.01						<0.01							0.1	"
六価クロム化合物	mg/l	<0.02						<0.02							0.3	協定
砒素及びその化合物	mg/l	<0.01						0.02							0.1	"
水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物	mg/l	<0.0005						<0.0005							0.002	"
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出						不検出							検出されないこと	"
シアン化合物	mg/l	<0.1						<0.1							0.5	"
有機燐化合物	mg/l	<0.1						<0.1							0.5	"
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	<0.0005						<0.0005							0.001	"
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.005						<0.005							3	下水道法
トリクロロエチレン	mg/l	<0.005						<0.005							0.3	"
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.005						<0.005							0.1	"
ジクロロメタン	mg/l	<0.005						<0.005							0.2	"
四塩化炭素	mg/l	<0.002						<0.002							0.02	"
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.004						<0.004							0.04	"
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.005						<0.005							0.2	"
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.005						<0.005							0.4	"
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.005						<0.005							0.06	"
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.002						<0.002							0.02	"
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.05						<0.05							0.5	"
チウラム	mg/l	<0.006						<0.006							0.06	"
シマジン	mg/l	<0.003						<0.003							0.03	"
チオベンカルブ	mg/l	<0.02						<0.02							0.2	"
ベンゼン	mg/l	<0.005						<0.005							0.1	"
セレン及びその化合物	mg/l	<0.01						<0.01							0.1	"
ほう素及びその化合物	mg/l	0.4						0.06							230	"
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-						-	4.3						10	"

(※)焼却施設排ガス中のダイオキシン類が基準値を超え、原因調査のため排ガスの再測定を計量証明事業者にも早急に行うよう依頼したことで、水質測定が12月上旬となりました。